

件名	教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
主管課	高校教育課
根拠法令等	

【改正の概要】

国の義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しによって、教員特殊業務手当の額が変更されたことに伴い、教育職員の特殊勤務手当である教員特殊業務手当を改定する。

教員特殊業務手当を支給する業務	改正前の額	改定後の額
非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災の業務等	3,200 円	6,400 円
・児童等の負傷等に伴う救急の業務 ・児童等に対する緊急の補導業務	3,000 円	6,000 円
修学旅行等引率指導業務	1,700 円	3,400 円
対外運動競技等引率指導業務	2,400 円	3,400 円
部活動指導業務	2,000 円	2,400 円
入学試験の監督等業務	900 円	改定なし

施行日 平成 21 年 1 月 1 日

【その他参考事項】

国の義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し内容

- ・部活動指導業務 1,200 円 2,400 円
- ・非常災害時等の緊急業務（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災・復旧業務、緊急補導業務、救急業務）
3,000 円～3,200 円 6,000 円～6,400 円
- ・修学旅行等引率指導業務 1,700 円 3,400 円
- ・対外運動競技等引率指導業務 1,700 円 3,400 円

【平成 20 年 10 月の算定から適用】

国庫負担額の最高限度

1 / 3 （義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第 3 条）

法 令

教育職員の給与に関する条例
（特殊勤務手当）

第 12 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する教育職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される教育職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

教育職員の特殊勤務手当に関する条例
（特殊勤務手当の区分）

第 2 条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。

- (1) 兼務手当
- (2) 添削手当
- (2)の 2 教員特殊業務手当
- (3) 多学年学級担当手当
- (3)の 2 教育業務連絡指導手当
- (4) 面接指導手当
- (5) 特別支援教育手当